

二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（流動負債の区分表示）</p> <p>第三十七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第四号の未払法人税等とは、<u>法人税</u>、<u>地方法人税</u>、<u>住民税</u>（<u>都道府県民税</u>及び<u>市町村民税</u>をいう。以下同じ。）及び<u>事業税</u>の未払額をいう。</p> <p>〔4～6 略〕</p> <p>（固定負債の区分表示）</p> <p>第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。ただし、<u>第六号</u>及び<u>第七号</u>に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記</p>	<p>（流動負債の区分表示）</p> <p>第三十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第四号の未払法人税等とは、<u>法人税</u>、<u>住民税</u>（<u>都道府県民税</u>及び<u>市町村民税</u>をいう。以下同じ。）並びに<u>事業税</u>の未払額をいう。</p> <p>〔4～6 同上〕</p> <p>（固定負債の区分表示）</p> <p>第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。ただし、<u>第五号</u>及び<u>第六号</u>に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記</p>

することができる。

「一〇三 略」

四 長期未払法人税等

五〇十 略

2 「略」

3 前条第四項の規定は、第一項第六号の引当金について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項第十号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(当期純利益又は当期純損失)

第六十五条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に連する金額を課税標準として課される事業税(以下「法人税、住民税及び事業税」という。)

することができる。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

四〇九 同上

2 「同上」

3 前条第四項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項第九号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(当期純利益又は当期純損失)

第六十五条 「同上」

一 当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税(利益に連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2|| 前項第一号に掲げる項目の金額のうち当該連結会計年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

3|| 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

4・5 || [略]

6|| 前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第四百四十四条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

「項を加える。」

2|| 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

3・4 || [同上]

5|| 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第四百四十四条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない

ない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三 長期未払法人税等

四〇七 「略」

2 「略」

3 前条第三項の規定は、第一項第四号に掲げる引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第七十条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 「略」

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる項目（前項の規定により第一項各号に掲げ

ない。ただし、第三号及び第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三〇六 「同上」

2 「同上」

3 前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第七十条 「同上」

一 「同上」

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 「同上」

「項を加える。」

る項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したものの金額のうち、当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

4|| 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目（第二項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

5・6|| 「略」

7|| 前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したものの。以下この項において同じ。）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

3|| 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4・5|| 「同上」

6|| 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

らない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一〇三 略」

四 長期未払法人税等

五〇八 「略」

2 「略」

3 前条第三項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第二百八十二条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 「略」

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる項目（前項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したも

らない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

四〇七 「同上」

2 「同上」

3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第二百八十二条 「同上」

一 「同上」

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 「同上」

「項を加える。」

の)の金額のうち、当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

4|| 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目(第二項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならぬ。

5・6 || 「略」

7|| 前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目(第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したものの。以下この項において同じ。)の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

3|| 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4・5 || 「同上」

6|| 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当連結会計年度 (年 月 日)
--	---------------------	---------------------

[略]

負債の部

[略]

固定負債

[略]

リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××

[略]

[略]

[略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

様式第十三号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
--	---------------------	-----------------------

[略]

負債の部

[略]

固定負債

[略]

長期借入金	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××

[略]

[略]

[略]

(記載上の注意)

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当連結会計年度 (年 月 日)
--	---------------------	---------------------

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

リース債務	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

様式第十三号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
--	---------------------	-----------------------

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

長期借入金	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[略]

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
--	---------------------	-----------------------

[略]

負債の部

[略]

固定負債

[略]

リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××

[略]

[略]

[略]

(記載上の注意)

[略]

[同左]

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
--	---------------------	-----------------------

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

リース債務	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

備考 表の [] の記載は注記による。